

## 第2期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画（藤沢市データヘルス計画） 中間評価（素案）について

### 1 はじめに

本市においては、国民健康保険法等の規定に基づき、平成30年度から令和5年度までの6か年を計画期間として、「第2期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画（藤沢市データヘルス計画）」（以下「本計画」という。）、及び「第3期藤沢市特定健康診査等実施計画」を一体的に策定しました。令和2年度は本計画施行後3年目となり、計画の中間年に当たることから、これまで進めてきた個別の保健事業について評価・見直しを行うことを目的として、中間評価を実施するものです。

### 2 データヘルス計画の概要

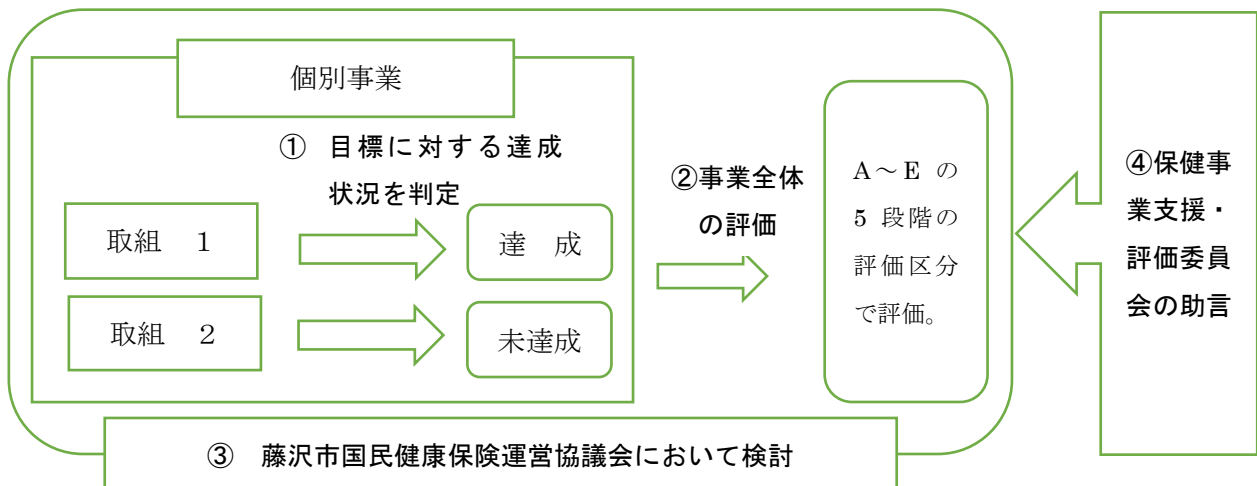
本計画では3つの基本理念の実現に向けて、特定健康診査を起点として被保険者一人ひとりの健康課題に応じた支援を実施すること、医療費の使用状況等から、適正な受診方法について情報提供や保健指導を行うこと、保健事業における取組やデータの分析により得られた課題を地域に還元し、地域包括ケアの推進に向けて関連部署等と連携を図るなど、様々な取組を実施しています。

#### 基本理念

1. 健康寿命の延伸 2. 医療費の適正化 3. 健康力の向上

### 3 中間評価の方法

最初に、個別事業ごとに規定している取組内容について、「①目標に対する達成状況」を判定します。次に取組に対する達成状況を踏まえて、事業の実施体制、実施方法等を含めた「②事業全体の評価」を行い、今後の方向性や進め方を整理します。その結果については「③藤沢市国民健康保険運営協議会における検討」を行うとともに、適宜神奈川県国民健康保険団体連合会「④保健事業支援・評価委員会」において外部有識者等からの助言を受けます。



#### 4 個別事業評価

6つの個別事業について、取組内容ごとに評価指標に対する達成状況を判定し、その達成度により事業全体の評価を「個別の事業全体の評価区分」によりA（うまくいっている）から、B（まあうまくいっている）、C（あまりうまくいっていない）、D（まったくうまくいっていない）、E（わからない）までの5段階で評価しました。

データヘルス計画に規定している6つの個別事業	
(1) こくほ健康診査（特定健康診査）等受診率向上対策事業 C	(4) 適正受診・適正服薬促進事業 B
(2) 特定保健指導利用勧奨事業 B	(5) 医療費等の分析に基づく事業実施体制整備 B
(3) 生活習慣病重症化予防事業 C	(6) 地域包括ケアの推進に向けた協働 B

#### 5 全体評価

中間評価時点においては、本計画の実行からまだ十分に時間が経過しておらず、被保険者全体の健康状態や医療費への効果は大きくないことから、本計画全体の達成度及び評価の実施は計画期間の最終年度に当たる令和5年度に行います。

#### 6 今後の方向性と最終評価

##### (1) 今後の個別事業の方向性

こくほ健康診査等受診率向上対策や特定保健指導利用勧奨等については、かかりつけ医等による受診勧奨を効果的かつ効率的に行い、受診率向上の取組を強化します。

また、糖尿病性腎症重症化予防や、多重受診・多重服薬者対策、後発医薬品利用促進等については、重層的な支援が提供できるよう医療機関、薬局等の関係機関及び庁内関係部門等との連携強化に努めるとともに、継続的な支援体制づくりを目指します。

##### (2) 計画後半の保健事業実施体制

生活習慣病の重症化予防や介護予防にかかる支援体制の整備に向けて、三師会との連携を強化します。また、地域共生社会の実現や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、医療費や健康診査等のデータをより有効に活用できるよう、令和3年4月に実施予定の組織改正において、国民健康保険保健事業業務を移管するなど、庁内関係部門との横断的連携に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえ、効果的で効率的な保健事業が実施できるよう体制整備に努めていきます。

##### (3) 今後のスケジュール

令和3年2月24日（水）～令和3年3月23日（火）パブリックコメント実施  
令和3年5月13日（木）藤沢市国民健康保険運営協議会にて中間評価（案）検討  
令和3年6月 市議会定例会厚生環境常任委員会に中間評価（案）報告

以上  
事務担当 福祉健康部 保険年金課